

第7期生（北斗会）会則（改正箇所）

（名称）

第1条 本会は北斗会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員の親和を図ることを目的とする。

（構成）

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1 正会員 防衛大学校を昭和38年3月に卒業した者
- 2 準会員 正会員のご遺族の希望者及び昭和34年4月に入校し、前項に該当しない者で入会を希望する者

（組織）

第4条 本会は、本部と支部を置く。

（本部）

第5条 本部は、東部支部内に置く。

（支部）

第6条 支部は、地域区分により、次の6個支部を置く。

- （1）北海道支部（北海道）
 - （2）東北支部（青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島）
 - （3）東部支部（東京、神奈川、千葉、埼玉、新潟、長野、群馬、栃木、茨城、山梨、静岡）
 - （4）東海・北陸支部（愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井）
 - （5）近畿・中国・四国支部（京都、大阪、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、岡山、鳥取、広島、山口、香川、徳島、愛媛、高知）
 - （6）九州支部（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）
- 2 支部長は、会員が支部の変更を希望する場合、関係支部長と調整し、支部の変更を認めることができる。
- 3 支部はやむを得ず解散する場合は、本部と調整し、その連絡機能（特に支部員の死亡通知）を維持する。

（活動）

第7条 本部は、各支部との情報連絡、必要に応じ防衛大学校・同窓会本部活動に参加する。

2 支部は、支部会員の懇親、慶弔活動、その他会の目的達成に寄与する活動を行なう。

（役員）

第8条 本部に、次の役員を置く。

- （1）会長
- （2）理事長
- （3）理事 陸、海、空要員それぞれ1名、各支部長（東部支部長を除く）5名及びHP（ホーム・ページ）担当1名

2 支部に支部長を置く。支部長は必要に応じて役員等を置くことができる。

（役員会）

第9条 本会は、意志決定機関を役員会とする。

2 役員会は必要があればその都度、会長が招集する。

この際、各支部長（東部支部長を除く）の意見は、事前に聴取し、その意見をもって参加に代えることができる。

（役員を選出及び任期）

第10条 役員（各支部長を除く）は、会長が指名する。

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（会長及び役員）

第11条 会長は、本会を代表し会務を処理する。

2 会長は、東部支部長をもって充てる。

3 理事長は、同窓会本部が定める業務幹事を兼務する。

4 理事（各支部長を除く）は会の情報連絡業務を実施し、HP担当理事は、HPの管理運営業務を実施する。

（支部長）

第12条 支部長は、支部会員の互選により選出され、支部を代表して支部の会務を行なう。

(会計)

第13条 本部の支出は、東部支部が支弁する。

付則 1 この会則は、平成5年8月1日から施行する。

2 北斗会は、令和7年7月7日を以て解散する。

改正 平成6.7.9、改正 平成7.7.7、改正 平成13.7.7、平成19.7.6

平成25.6.30、改正 平成30.7.7、改正 令和5.6.28